

大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程(平成二十七年文部科学省告示第百二十四号)第二条の規定に基づき、職業実践力育成プログラムとして認定した次の学校の課程について、その名称を次のように変更する旨の届出があったので、同規程第六条第一項の規定に基づき公示する。

令和五年六月九日

文部科学大臣 永岡 桂子

変更後		変更前		認定年月日	変更年月日
学校名	課程名	学校名	課程名		
高知大学	土佐フードビジネスクリエーター人材創出事業(土佐FBC)本科コース	高知大学	土佐フードビジネスクリエーター人材創出事業(土佐FBC)BBコース	令和三年十二月二十一日	令和五年四月一日
獨協医科大学	認知症看護認定看護師教育課程 (特定行為研修を組み込んでいる教育課程)	獨協医科大学	認知症看護認定看護師教育課程 (特定行為を組み込んでいる教育課程)	令和二年十二月二十三日	令和五年四月一日
早稲田大学	早稲田リーダーシップカレッジ	早稲田大学	21世紀のリーダーシップ開発	平成三十一年一月三十一日	令和五年五月一日
大東文化大学	地域スポーツクラブ活動指導者サーティフィケートプログラム	大東文化大学	中学校部活動指導者サーティフィケートプログラム	令和三年一月八日	令和五年六月一日